社会福祉NOW

福祉施設 経営相談の15年

東社協では、都民、利用者にとって望ましい水準の福祉サービスが必要に応じて提供されるよう、都内社会福祉事業者・介護保険事業者に対して、経営相談事業を行っています。本年度で満15年を迎え、相談件数も15年間で14、472件になりました。同事業の今までを振り返ります。

福祉施設経営相談事業（補助事業名は福祉施設経営指導事業。以下「経営相談事業」）は、『社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と利用者処遇の向上をめざして各法人・施設が行う運営の取組みに対し、専門家による指導・援助を行う体制を整備し、もって、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することを目的とするもの』です。具体的には、利用者サービス、施設経営、職員待遇、会計、税務、安全・衛生管理、その他社会福祉施設の運営に関すること等の事項に関する助言、指導援助等を行うことが基本とされています。

平成2年に国庫補助事業として創設され、東社協は平成7年10月から実施しました。その後、平成17年度、地方分権に係るいわゆる三位一体改革の一環で地方自治体の独自の事業となりました。東京都においても独自事業として、東社協が引き続き東京都の補助を受けて運営されています。

相談員の体制

一般相談	経営専任相談員（常勤）
専門相談	法律専門相談員　小鳩豊郎（弁護士）
	会計専門相談員　宮内忍（公認会計士）
	労務専門相談員　小澤勇（特定社会保険労務士）

東京都における相談体制

平成9年、東京都福祉局（当時）において「社会福祉法人に関する補助金等再点検委員会」報告が公表され、他県で発生した特養建設費補助金に係る一連の事件を契機として、補助金の執行、許認可等について再点検がなされ、社会福祉法人の設立予定者に対する法人設立等の相談の実施と一体的な相談体制の充実及び設立手引書の作成が提言されました。これについて東京都から東社協に依頼があり、経営相談室に付託されています。

現在の体制は、4人で、別表のとおりです。相談内容の困難さに応じて経営専任相談員を介して専門相談員も回答する仕組みとなっています。専任相談員が対応する相談の35％が専門相談員との協議を経て回答されています。専門相談であっても随時対応する体制をとり、迅速な対応に心がけています。

相談実績と事例

相談実績は、過去10年間で月平均計105件（一般相談は99件、専門相談は6件）、合計12、686件（過去15年間では14、472件）に及んでいます。相談内容別、相談施設種別内訳は別掲のとおりです。

以下、最近の相談事例をピックアップしました。

①法律関係の相談事例

・デイサービスで公園に花見に行ったが、利用者がトイレに行くといってそのまま一時行方不明となってしまった。家族から職員の不法行為責任と使用者責任の損害賠償請求をされた。

・栄養士に「栄養士兼調理師」としての勤務変更を命じたが、弁護士をたてて慰謝料を請求された。どのように対応したらよいか。

・源泉所得税の納付を1か月遅延し、不納付加算税と延滞税計22万円の支払義務が生じた。この負担者は当該納付を遅延させた職員でないか、との役員からの疑義がある。

・資格取得に係る補助をした職員から半年で退職する申し出があったので補助分の返還請求したところ返還義務はないと主張されたがどのように対応したらよいのか。

②会計関係の相談事例

・補助金の交付内訳には、建物本体のほか、解体工事費、仮設工事費に関するものが含まれており会計処理についても、それぞれ分けて行うべきか。

相談内容別内訳（過去10年間）

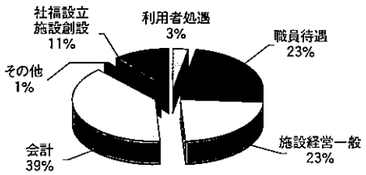

相談施設種別内訳（過去10年間）

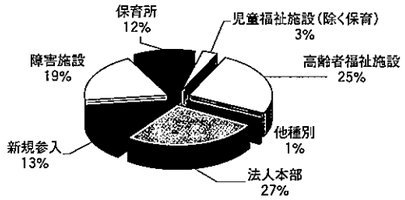

・新車購入における　エコカー補助金20万円を入金した。会計処理としてどのように扱えばよいか。車両購入額を相殺させるか、補助金として計上するべきか。

・法人決済用のクレジットカードの作成はOKか。

・寄附された株券を売却すると課税されるのか。

※なお、現在、社会福祉法人の事業活動の一層の透明化を図る等の観点から、社会福祉法人新会計基準の制定の準備がすすめられていますが、平成12年時会計基準の導入時においても、新会計についての膨大な相談が寄せられ宮内会計専門相談員が研修会と併せて相談対応を行いました。

③労務関係の相談事例

・労基署から、所定終業時刻と30分以上の差異がある退社打刻時間は一律に超過勤務手当を支給せよとの指導がある。私的な居残りもあり、どのように対応したらよいか。

・労働基準法、労働契約法、労働協約（労働組合法）、労使協定、就業規則がこの5つは似ていたり、大小の差が違いとしてあるように感じた。もし、これを図で示すとしたら、どうなるのか。

④一般相談関係の相談事例

・軽度の知的障害者が趣味に係る費用をサラ金から借金してしまう。親が支払っているが、サラ金の貸付をストップさせられないか。

・特養の建設のために社会福祉法人を設立したい。

・公設保育園の指定管理を受けるため、要件とされている社会福祉法人を設立したい。

・東京都職員配置基準（保育）を知りたい。

・同一任期日の役員・評議員の改選手順を教えてほしい。

・新設法人の登記の手順を知りたい。

・理事長は再任となるが、任期開始日前の選任は可能か。

・身寄りのいない特養利用者の葬儀執行を行政から依頼されたがその根拠を知りたい。

・社会福祉事業は法人税非課税とする根拠は何か。

・法定休日と所定休日に係る代休措置の相違は何か。

・法定休日の設定のパターンはいくつあるのか（必ず指定するものなのか）。

・ヘルパーが利用者からセクハラを受けている。どのようにしたら職員を守ることができるか

・3回の遅刻で半日分を減給していいか。

相談事案から制度の解決に

相談事案に対応していく取組みの中で制度的に解決に至った事例も多数あります。その中で、社会福祉施設の経営に最も貢献したのが、「水道料金の共同住宅適用制度」です。

これは、それまで、マンション等に適用されていた「水道料金の共同住宅適用制度」が相談者の社会福祉施設に非適用となり経費増に苦慮しているとする相談があったものです。東社協として社会福祉施設がショートステイ併設であっても適用となるよう東京都に要請し、デイサービスとの分離を条件に都内入所社会福祉施設への適用が正式に認められました。

出版や研修にもつなげる

参考となる相談事案や制度改正等がある場合は随時「経営相談室だより」を発行して周知し、累計87号に達しています。さらに、相談への回答を積み上げたものを364の規程、書式として整理した規程集や労働基準法のQ&Aを作成して出版するとともにこれに基づく研修会を実施しています。

セルフガバナンスの確立に向けて

以上、経営相談事業について振り返ってきました。経営相談事業創設時から専門相談員としてご尽力をいただいた宮内忍公認会計士は、経営相談の15年にわたる取組みと今後の課題について、「経営相談員の就任要請を受けたのは、当時の福祉基礎構造改革に伴い新しい仕組みを導入する転換期のときで、社会福祉法人における経営という観点の必要性から経営者からの相談に応ずる場を確保することがこの事業の目的であった」と振り返ります。そして、施設事業者の課題として「福祉における規制改革に伴い多種の事業者の参加が促進される中、社会福祉法人においてはその重要な担い手として行政における事前規制から法人自らの情報開示、苦情処理の仕組み、第三者評価等を通じた透明性の確保による社会福祉法人のセルフガバナンスの確立が要請されている」と話します。そして経営相談室の役割については「引き続き相談を通じて福祉経営を支援して行くことが使命と理解している」と述べられました。

●　●　●

今後も、経営相談事業のより一層の充実に取り組んでまいります。